

## ◎一部負担金等の支払猶予（5月末まで）対象地域

(2011.4.27 現在 日本医師会作成)

1. 東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の適用地域 (東京都除く。)	
(平成23年3月24日 18時00分 (第11報))	
岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
青森県	はちのへし かみきたぐん おいらせちょう 八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県	みとし ひたちし つちうらし いしおかし りゅうがさきし しもつまし じょうそうし 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、 ひたちおおたし たかはぎし きたいばらきし かさまし とりでし うしくし 常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、 つくばし ひたちなかし かしまし いたこし ひたちおおみやし かすみ つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみ がうらし さくらがわし かみすし なめがたし ほこたし つくばみらい がうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい し おみたまし ひがしいばらきぐん いばらきまち ひがしいばらきぐん おおあらいまち 市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、 ひがしいばらきぐんしろさとまち なかぐんとうかいむら くじぐんだいごまち いなしきぐん 東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡 あみまち なかし いなしきぐんみほむら いなしきぐんかわちまち ちくせいし 阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、 いなしきし きたそうまぐんとねまち 稲敷市、北相馬郡利根町
	(参考：適用外地域) こがし ゆうきし もりやし ばんどうし ゆうきぐんやちよまち さしまぐんごかまち 古河市、結城市、守谷市、坂東市、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、 さしまぐんさかいまち 猿島郡境町
栃木県	うつのみやし おやまし もおかし おおたわらし やいたし なすからすやまし 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、 さくらし なすしおばらし はがぐんましこまち はがぐんもてぎまち はがぐん さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡 いちかいまち はがぐん はがまち しおやぐんたかねざわまち なすぐん なすまち 市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、 なすぐんなかがわまち 那須郡那珂川町
千葉県	あさひし かとりし さんむし さんぶぐんくじゅうくりまち ちばしみはまく 旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、 ならしのし あびこし うらやすし 習志野市、我孫子市、浦安市

2. 長野県北部の地震に係る災害救助法の適用地域

(平成23年3月12日 17時00分 (第1報))

長野県	しもみのちぐんさかえむら 下水内郡栄村
新潟県	とおかまちし じょうえつし なかうおぬまぐんつなんまち 十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

3. 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域

東京電力(株)福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内の住民 (平成23年3月12日17時39分)	福島県知事・広野町長・楢葉町長・富岡町長・大熊町長 あて指示
東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の住民 (平成23年3月12日18時25分)	福島県知事・大熊町長・双葉町長・富岡町長・浪江町長 あて指示
(参考：避難指示の対象地域と思われる市町村) ふたばぐんなみえまち ふたばぐんひろのまち ふたばぐんならはまち ふたばぐんとみおかまち 双葉郡浪江町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、 ふたばぐんおおくままち ふたばぐんふたばまち 双葉郡大熊町、双葉郡双葉町 みなみそうまし たむらし ふたばぐんかつらおむら ふたばぐんかわうちむら 南相馬市、田村市、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村	

4. 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、屋内への退避の解除に係る原子力災害対策本部長の指示の対象地域

※5月までの診療等分について、5月末日まで、一部負担金の支払い猶予の該当地域

東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の住民 (平成23年4月22日9時44分)	福島県知事・浪江町長・川内村長・楢葉町長・南相馬市長・田村市長・葛尾村長・広野町長・いわき市長・飯舘村長 あて指示
(参考：屋内退避指示が解除となった市町村) ふたばぐんなみえまち ふたばぐんひろのまち ふたばぐんならはまち みなみそうまし たむらし 双葉郡浪江町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、南相馬市、田村市、 ふたばぐんかつらおむら ふたばぐんかわうちむら いわきし そうまぐんいいたむら 双葉郡葛尾村、双葉郡川内村、いわき市、相馬郡飯舘村	

5. 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象地域

※5月までの診療等分について、5月末日まで、一部負担金の支払い猶予の該当地域

計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内の居住者等  
(平成23年4月22日9時44分)

福島県知事・浪江町長・川内村長・楡葉町長・南相馬市長・田村市長・葛尾村長・広野町長・いわき市長・飯舘村長・川俣町長 あて指示

【計画的避難区域】

原則としておおむね1月程度の間順次当該区域外へ避難のための立ち退きを行うこと

(対象区域)

ふたばぐんかつらおむら 双葉郡葛尾村、ふたばぐんなみえまち 双葉郡浪江町、ふたばぐんいいでむら 双葉郡飯舘村、だてぐんかわまたまち 伊達郡川俣町の一部(山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班)、みなみそうまし 南相馬市の一部(原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域)のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班)であって、平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立ち退きを指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)を除く区域

【緊急時避難準備区域】

常に緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への退避が可能な準備を行う

こと。なお、この区域においては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること。また、この区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること。しかし、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくこと。

(対象区域)

ふたばぐんひろのまち 双葉郡広野町、ふたばぐんならはまち 双葉郡柵葉町、ふたばぐんかわうちむら 双葉郡川内村、たむらし 田村市の一部（都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部）及び南相馬市みなみそうましの一部（原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち、計画的避難区域を除いた区域）であって、平成23年（2011年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域）を除く区域